

議案第 104 号

伊賀市防災会議条例の一部改正について

伊賀市防災会議条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 9 月 4 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市防災会議条例の一部を改正する条例

伊賀市防災会議条例（平成 16 年伊賀市条例第 224 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 5 項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。